

【大学生】R7 教育ローンの利子補給制度のご案内

○教育ローン利子補給制度とは？

- ・片品村教育委員会では、**大学等**（専修学校の専門課程、短期大学、専門職短期大学、専門職大学及び大学）で修学する子供のために教育ローンの申込みを行った**保護者**を対象として、発生した**利子分の金額**を補助する制度を令和5年度から開始しています。

○利子補給の**申請条件**について（片品村教育ローン利子補給交付要綱）

- ・**村内金融機関**が扱う教育ローンであること。
※他の利子補給制度から補助を受けている教育ローンは対象外となります。
※複数の教育ローンを申し込んだ場合でも、利子補給が受けられるのは**1人の修学者につき1つの教育ローン**までです。
- ・申請者が村内に1年以上居住していること。
- ・申請者の総所得が1,000万円を超えていないこと。
- ・申請者及び同一世帯の親族が**村税等の未納がない**こと。 等

○**最大8万円**の補助が受けられます！

- ・利子補給は年間8万円を限度とします。
- ・利子補給は「修学年数＋2年」の期間まで受けられます（※元金据置期間を含む）。
例 4年制大学なら6年間（最大48万円）、3年制専門学校なら5年間（最大40万円）
- ・**令和5年4月1日以降**に発生した利子で、**申請年度の前年度**に支払った利子分の金額が補助されます（※事前の**利用届出**が必要です）。
例 令和7年度に支払う利子分については、**令和7年度中に利用届出**を済ませ、**令和8年度に交付申請**をする形になります。

○利子補給の**申請方法**について（申請書様式は片品村 HP からダウンロードできます）

- ①**令和7年4月～11月末まで**に、**利用届出書（様式第1号）**を教育委員会へ提出してください。
- ②**令和8年4月末まで**に、**交付申請書兼請求書（様式第2号）**を教育委員会へ提出してください。

※利用届出書の提出は**初回のみ**、交付申請書兼請求書は**毎年度**提出が必要です。

※利用届出や交付申請には**各種書類の添付が必要です**（教育ローンの証書、入学通知書、修学者及び保護者のマイナンバーカード、支払った利子相当額を証する書類 等）。あらかじめご準備いただき、証書等を処分することのないようご注意ください。

【お問い合わせ】

片品村教育委員会事務局
TEL:0278-58-2144(直通)